

承認第9号

斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の 一部を改正する条例

【議案提出担当課：総務課】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正が行われることに伴い、同法を引用する本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

（1）引用条項の改正（第4条の改正規定）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2が廃止されることから、同表を引用する文言を改めます。

2. 施行期日

令和6年5月27日から施行します。